

「市町村子ども家庭支援指針（仮称）」（ガイドライン）（素案）
のたたき台（案）の主な検討事項（案）

- 市区町村が、子どもや子育て家庭に関する各般の問題につき、相談に応じ、その置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うために、国において、「市町村児童家庭相談援助指針」を作成し、市町村等にお示ししている。
- 今般の児童福祉法等の改正を踏まえ、対応する職員の援助に必要な態度、知識、技術などを含め、市区町村の新たな役割や機能等を追記して、市区町村が法改正の趣旨を踏まえた適切な援助を行えるよう、抜本的な改正を行う必要があり、改訂版ガイドラインを作成するものである。

【新たに記載する必要がある事項】

- 第1章第2節「2. 市町村に求められる機能」
- 第1章第3節「1. 基本的考え方」、「2. 知識」、「3. 技術」、「4. 態度」
- 第1章第5節「要保護児童対策地域協議会の役割・機能」
- 第3章第1節「子ども家庭相談対応に当たっての留意事項」
- 第3章第2節「4. いじめ」
- 第3章第8節「2. 児童買春等の被害に関する相談」、「3. 特定妊婦に関する相談」
- 第4章第4節「児童福祉審議会における子どもの権利擁護」
- 第4章第5節「都道府県（児童相談所）の支援」
- 第5章第9節「3. 障害児支援実施事業所との関係」
- 第5章第13節「子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーションとの関係」
- 第5章第22節「各種地域協議会との関係」
- 第7章第2節「器具等」
- 第7章第4節「検証」

【相当部分を追記・修正する必要がある事項】

- 第1章第2節「3. 市町村と都道府県の協働・連携・役割分担の基本的考え方」
- 第4章第2節「市町村と都道府県（児童相談所）の協働・連携・役割分担」
- 第4章第3節「都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けての対応及び送致への対応」

【運営指針（案）の内容に追記する必要がある事項】

- 第2章第2節「3. 相談等への対応」
- 第2章第3節「2. 調査」、「3. アセスメント」、「5. 支援及び指導等」
- 第2章第5節「2. 里親、養子縁組家庭への支援」
- 第5章第6節「子ども・子育て支援事業との関係」
- 第6章第3節「人材育成」

【現行の内容を大幅に修正する必要がある事項】

- 第3章第2節「1. 子育て相談（育児・しつけ相談）等」
- 第5章第3節「学校、教育委員会等との関係」
- 第5章第14節「警察等との関係」
- 第5章第15節「医療機関との関係」
- 第5章第16節「婦人相談所との関係」